

厚生労働省発生食 0413 第 1 号
令和 5 年 4 月 13 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める器具及び容器包装の規格を別紙のとおり改正すること。



食品、添加物等の規格基準に定める器具及び容器包装の規格の一部改正について

（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 18 条第 3 項の政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質のうち、令和 2 年 6 月 1 日よりも前に使用されている物質に関する規格基準の改正）

I. 経緯及び趣旨

法第 18 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、器具若しくは容器包装（以下「容器包装等」という。）若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができることとされており、この規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において、容器包装等又はこれらの原材料に関する規格又は基準が定められている。規格基準告示において規格又は基準が定められた容器包装等は、法第 18 条第 2 項の規定により、その規格又は基準に合わなければ製造等を行ってはならないこととされている。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による法の改正により、法第 18 条第 3 項において、政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質は、当該原材料を使用して製造される容器包装等に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される容器包装等から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第 1 項の規格に定められたものでなければ、容器包装等を使用してはならないとされた。

今般、法第 18 条第 3 項の政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であってこれに含まれる物質のうち、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行日である令和 2 年 6 月 1 日よりも前に使用されている物質に関する規格の改正について、食品安全委員会に対して、II. の改正内容について食品健康影響評価を依頼する。なお、法第 18 条第 3 項の政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であってこれに含まれる物質のうち、令和 2 年 6 月 1 日よりも前に使用されている物質に関する個別の食品健康影響評価については、別途依頼する予定である。

Ⅱ. 改正内容

法第 18 条第 3 項の政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質についての規格を定めた規格基準告示「第 3 器具及び容器包装」の「A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」を改正し、合成樹脂の基材として用いられる物質収載名称の変更や材質区分の統合等、記載内容の見直しを行う。

Ⅲ. 今後の方針

食品安全委員会からの答申を受けた後、パブリックコメント等の改正に係る所要の手続きを進める。